

院内トリアージ実施料について

院内トリアージとは？

来院された患者さまの症状を確認し、治療の緊急度を判定する仕組みです。このシステムにより、緊急性の高い患者さまを優先的に診察することで、適切な医療を提供することができます。

当院での実施について 2026年3月1日から実施

当院では、下記の時間帯に**急性期疾患で受診された患者さま**に対して院内トリアージを実施しています。

日曜日：終日

院内トリアージの結果、緊急レベルが高いと判断した場合には、予約されている患者さまや、すでにお待ちの患者さまより先に診察を開始させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

院内トリアージの判定基準

当院では、厚生労働省が定めた「院内トリアージ実施料」を算定しています。判定基準は以下の通りです。（JTAS：日本トリアージスケール に準拠）

緊急度判定レベル	診察の必要性	症状の特徴例	再評価の目安
レベル1（蘇生）	直ちに診察・治療が必要	心停止・重症外傷・痙攣持続・高度な意識障害など	治療の継続
レベル2（緊急）	10分以内に診察が必要	心原性胸痛・激しい頭痛や腹痛・自傷行為など	15分ごと
レベル3（準緊急）	30分以内に診察が必要	症状のない高血圧・痙攣後の状態（意識は回復）など	30分ごと
レベル4（低緊急）	1時間以内に診察が必要	尿路感染症・縫合を必要とする創傷（止血済み）など	1時間ごと
レベル5（非緊急）	2時間以内に診察が必要	軽度のアレルギー症状・軽度の外傷など	2時間ごと

負担額について

院内トリアージを実施した場合、診療に係る料金に「**院内トリアージ実施料**」を算定させていただきます。国で定められている実施料の**保険点数は300点**となり、**自己負担額は3割負担の方であれば900円の自己負担**が生じます。あらかじめご了承ください。